



動く つなぐ 結ぶ

組合・中小企業を
応援します!



月刊中央会
オー!

兵庫県中小企業団体中央会時報第736号(2019年5月5日号)毎月1回5日発行
発行所/兵庫県中小企業団体中央会 〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目16番3号兵庫県民会館3階
本誌は組合等情報提供事業として発行しております。購読料/部30円(会員の購読料は会費に含まれています。)

TEL 078-361-2045

中央会からのお知らせ



動く! つなぐ! 結ぶ! 兵庫県中小企業団体中央会 第64回 通常総会

会員の皆様には予めの日程調整をお願いします。
詳細につきましては後日ご案内いたします。

予告

◆開催日◆

2019年6月19日(水)

◆場所◆

神戸ポートピアホテル

組合・事業者のみならず、機械要素技術展 グループ出展募集のお知らせ(対象となる事業者様等へご周知ください)

関西ものづくりワールド 2019 内 西日本最大級の機械要素・加工技術を集めた専門技術展に兵庫県ブースでグループ出展しませんか?基本ブースは準備するため、負担が少なく出展できるチャンスです!!

第22回 関西 機械要素技術展 M-Tech KANSAI

大型展示会出展支援企画 第二弾 日時 10月2日~4日 10:00~18:00 10:00~17:00 場所 インテックス大阪

- | | |
|--------------------------------|---|
| ◆モーター(各種モーター、ドライバ、コントローラなど) | ◆ばね(各種ばね、スプリングマシン、パネ試験機) |
| ◆モーション技術(ベアリング、減速機、歯車、ベルトなど) | ◆機械材料加工技術(切削、プレス、鍛造、鋳造、射出成形など) |
| ◆摩擦・摩耗対策(潤滑剤、耐摩耗コーティングなど) | ◆微細・超精密加工(金属、樹脂に関する微細、超精密加工技術など) |
| ◆配管部品(パイプ、チューブ、継手、バルブなど) | ◆表面処理・改質(めっき、コーティングなどの表面処理・改質技術など) |
| ◆機械部品(ハンドル、レバー、キャスターなどの機構部品) | ◆その他、塗料・塗装、バリ取り・表面仕上げ、洗浄、工具・加工機、試験・計測機器/センサ |
| ◆ねじ・連結技術(ボルト、ナット、ワッシャー、リベットなど) | |

- 出展対象
- ◆①経営革新計画もしくは経営力向上計画の承認を得ている県内小規模事業者
(小規模事業者:従業員数が製造業その他は20人以下、商業・サービス業は5人以下)
◆②上記事業計画の承認を得ている県内中小企業者
※①を優先して採択します。

応募条件

経営革新計画及び経営力向上計画の承認が無い場合であっても2020年3月31日までに承認を得ることを条件に申込み可能です。中央会支援メニューにて計画策定をサポートいたします。

③展示会出展後、政策効果把握のため売上推移等のヒアリングに対応すること

- 募集内容
- 【募集数】12社予定 (申込み多数の場合、厳正に審査・選定を行います)
- ・「兵庫県共同出展ブース」全体の大きさは5小間(15m×5.4m)です。
 - ・1社あたりの広さ間口1690mm×奥行1690mmを予定しています。
 - ※詳細は説明会(8月5日予定)を開催して説明します。
 - ・全体装飾、社名版、展示台(w1690mm×d495mm)アームライト2個、100vコンセント(2個口)1ヶ所を用意します。
 - ・搬入、搬出、会期中の人件費等、各出展者にかかる費用については各自のご負担となります。

出展料
230,000円(税込)



(出展申込等詳細内容): 中央会サイト掲載

関西 機械要素技術展 中央会共同出展

(お問い合わせ): 兵庫県中小企業団体中央会 担当 今橋

機械要素技術展 出展申込書
申込締切 2019年6月20日(木)

“ひょうご”の中小企業を補償でサポート!



地震・津波・水害などの自然災害も補償できる中小企業のための休業補償制度

「休業対応応援共済」スタート!

神戸市中央区下山手通6-3-28 兵庫県中央労働センター 4F TEL078-361-8080

特集 2019年度兵庫県産業労働部施策概要

■中央会事業

- ◇「消費税」をテーマにした講習会を開催したい組合・企業を募集!
- ◇中央会メールマガジン 購読者募集

■中央会事業

- クラウドファンディング活用事例
株式会社青山産業研究所(篠山市)

■情報レポート

- 《概況》県内中小企業は、製造業・非製造業ともに一部の業種によっては改善が見られるものの、全体としては依然として厳しい状況が続く

■コラム

- 一中小企業のための労務レポート
「労務管理(年次有給休暇の時季指定義務)について」
ハタ経営労務サービス 代表 畑 英樹

■広告

- 兵庫県信用保証協会

■お知らせ

- 2019年(平成30年度第2次補正)事業承継補助金のご案内

■お知らせ

- ◇2019年度「商店街活性化・観光消費創出事業」補助金公募のお知らせ
~中小企業連携プロジェクトを支援します~

- ◇2019年度 中小企業組合等課題対応支援事業のご案内

■中央会からのお知らせ

- ◇兵庫県中小企業団体中央会第64回通常総会開催について
- ◇第22回関西機械要素技術展 グループ出展募集のお知らせ

2019年度兵庫県産業労働部施策概要

2019年度兵庫県産業労働部施策概要（案）を紹介します。人口減少と高齢化が同時に進む中、「人材の確保・育成」「産業の育成」「交流の促進」の各分野において施策を展開し、すこやかな兵庫経済の構築を図ります。



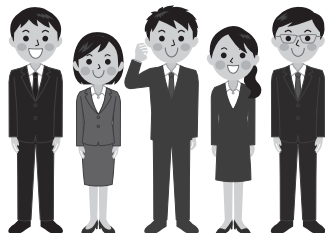
I 人材の確保・育成

1 「ひょうごで働こう!プロジェクト」の推進

(1) 若者の県内就職の促進

- ①ひょうごで働こう! UJIターン広報・就職の促進
 - ア.県内企業の魅力・求人情報、支援施策情報発信を含むマッチングサイトの開設
 - イ.東京23区からUJIターンして、県内企業に就職、起業した者に国の移住支援金制度を活用して最大100万円を支給

- ②兵庫県経営者協会等と連携して行う大学生インターンシップについて、遠隔地からの参加者の旅費を負担する企業を支援



- ③高校生向け企業ガイドブックについて、女性が活躍する企業特集を新たに掲載

(2) 中小企業の魅力アップ支援

- ①中小企業の就職フェア出展やHP改修等の採用力強化の取り組みを支援
- ②兵庫県奨学金返済支援制度について、京都府制度を実施する企業の県内事業所に対象を拡大

2 働き方改革の推進

ワーク・ライフ・バランスの推進

- ①ワーク・ライフ・バランスの取り組み拡大のため、ひょうご仕事と生活センターのランチを阪神地区と姫路地区に開設
- ②中小企業従業員共済事業(ファミリーパック)について、インフルエンザ予防接種料・人間ドック利用料の補助拡大

3 多様な人材の活躍推進

多様な人材の活躍推進

- ①女性の雇用・就業の促進

ア.女子学生と企業のプレマッチング支援について、県内10大学から対象を37大学に拡大し、企業研究を充実

イ."ものづくり分野"の女性就業を促進するため、ものづくりのイメージアップや女性に多い文系人材が活躍できる業務の切り出しの推進

ウ.生きがいしごとサポートセンターにおいて、新たに女性向け起業セミナーやフォーラム等を開催

- ②企業・高齢者向け雇用促進セミナーや短期就業体験等を実施
- ③特例子会社・事業協同組合が、重度障害者を雇用する場合などの補助を拡充
- ④保護観察対象者等の雇用導入支援に係る給与及び研修経費の補助について、保護観察対象者等以外の刑務所出所者に対象を拡大
- ⑤新たな在留資格による外国人労働者の受入拡大に対応するため、県内外国人就労調整窓口の設置

4 職業能力の向上

(1) 職業能力の開発

- ①職業訓練を通じた技能の学び直しの推進
 - ア.AI・IoT等の技術革新に対応可能な人材の育成
 - イ.介護・建設などの人材不足が顕著な職種の人材の育成

(2) ものづくり人材の育成

- ①ものづくり体験館体験事業を通じた青少年の職業意識の高揚

II 産業の育成

1 次世代産業の創出

(1) AI・IoTの導入促進

- ①ものづくり中小企業の生産性向上・競争力強化のため、AI・IoTの導入を加速化する支援を実施
 - ア.AI・IoT導入のための専門家派遣制度を創設
 - イ.AI・IoT導入等にかかる社内IT人材育成講座を

- 県立大学等と連携し開講
- ②新技術・新事業創造貸付の融資対象者拡大によるAI・IoTの導入促進



(2) 次世代産業の創出支援

- ①金属新素材研究センターを工業技術センターのサテライトとして県立大姫路工学キャンパスに開設、県立大と連携して運営
- ②神戸市と連携して最新技術を用いたドローン(目視外飛行)を行政分野で先行的に活用
- ③兵庫県最先端技術研究事業(COEプログラム)を拡充し、対象産業分野に「AI・IoT・ビッグデータ」等の活用に関するプロジェクトを追加

2 地域を支える産業の活性化

(1) 中小企業の経営力強化

- ①事業承継支援
 - ア.事業承継ネットワークを拠点としたプッシュ型の事業承継診断を積極的に展開し、専門家派遣などによるきめ細やかな支援を実施
 - イ.商工会・商工会議所と連携し、後継者の事業継続時に生じる経費を補助することにより、中小企業の事業継続を支援
- ②中小企業の経営力強化に向け、商工会・商工会議所の経営指導体制を充実

(2) 地域の商業・商店街の活性化

- ①地域の買い物利便性向上と販路の拡大を図るため、商店街等が行う移動販売の取り組みを支援
- ②商店街に継続的な賑わいを創出するため、商店街ファン獲得の取り組みを支援
- ③商店街の魅力向上等を図るため、共同施設の設置・改修等に加え、ゴールデンスポーツイヤーズを活かしたインバウンド誘客を促進するための支援を拡充
- ④空き店舗となった店舗併用住宅への新規出店を促



進するため、市町によるサブリースの仕組みの導入と店舗改修に伴う住居部分の改修等を補助対象に拡大

(3) 中小企業を支える金融支援

- ①県と神戸市協調による中小企業融資制度を推進(融資枠3,600億円)

(4) ものづくり産業・地場産業の支援

- ①酒造組合が実施する海外展示会への出展と国内でのインバウンド対応事業等を支援
- ②産地組合等が行う販路拡大、海外展開のための新技術開発、人材育成等の取組みに加え、首都圏でのアンテナショップを核とした販路開拓の取り組みを支援
- ③新製品開発や新たな販路開拓を担う産地クリエイターを養成するため、デザイナー等と連携した新製品開発等に加え、産地若手グループの交流活動を支援

3 起業・創業、産業立地の促進



(1) 起業・創業の促進

- ①起業・創業支援の強化
 - ア.若手・女性・シニア起業家に対する支援に加え、新たにミドル層への支援、UJIターンに東京23区からの移住者枠を創設
 - イ.起業プラザひょうごを中心に、県内起業家支援施設の相互連携などのネットワーク化を推進
 - ウ.起業プラザひょうごの後継施設を三井住友銀行神戸本部ビル2Fに整備
 - ②IT事業所、高度IT事業所、ITカリスマなど地域や事業内容に応じた支援策を設け、IT起業家の事業所開設と定着を加速
 - ③地域における起業拠点の創出、テレワーク等多様な働き方に対応するため、コワーキングスペースの開設支援を拡充
- ### (2) 産業立地の促進
- ①産業立地条例等の改正により、事務所進出への支援など立地支援策を拡充

Ⅲ 交流の促進

1 国際交流の推進

(1) 国際交流基盤の充実・活用

- ①外国人県民の生活相談体制を強化するため、ひょうご多文化共生総合相談センターを創設
- ②外国人県民の日本語・母語教育支援事業の拡充
- ③ハバロフスク地方友好提携50周年事業としてハバロフスク地方へ訪問団を派遣及び同地方からの訪問団を受入
- ④日米草の根交流サミット兵庫・姫路大会の開催

(2) 海外からの企業立地の促進と国際的な事業展開の推進

- ①県内留学生の県内企業への就職促進
ア.グローバルビジネスコースの留学生奨学金(30名)を新設
イ.留学生の県内企業への就職を促進するため、但馬地域の企業見学ツアーを実施
- ②ジェットロと連携した高度外国人材確保の支援
- ③中小企業の海外展開実現可能性調査(F/S調査)に対する助成

2 観光による交流人口の拡大

(1) 国内での誘客の促進

- ①ゴールデンスポーツイヤーズを活かした国内誘客促進
ア.「あいたい兵庫」プロモーションでのスポーツツーリズムの展開
イ.ラグビーワールドカップと連動した兵庫物産フェアの実施
- ②新たな観光資源を活用したツーリズムづくり
ア.県民等からの口コミ、リコメンド機能など情報共有可能な観光WEBサイトを構築
(ア)日本遺産等を活用した観光振興(「兵庫の日本遺産ポータルサイト」を新設)
(イ)「ひょうごゴールデンルート」東側ルートにおける「兵庫の城」を中心とした複数の観光ルートをPR
イ.瀬戸内海クルーズの推進(淡路県民局で執行)

(2) 海外からの誘客の促進

- ①ゴールデンスポーツイヤーズを活かしたインバウンド誘客促進
ア.外国人旅行者への旅ナカ(日本旅行中)対策事業
(ア)CNN放送を利用したホテル客室への動画配信
(イ)外国人向けスマートフォンへの観光情報プッシュ配信
イ.世界的なオンライン事業者と連携した誘客促進事業
- ②ひょうごゴールデンルートの推進(東側ルートの魅力づくり)



ア.オンライン情報誌「グッドラックトリップ」でゴールデンルートの見どころを発信
城崎温泉と神戸を結ぶ東側ルート(出石～丹波～篠山～三田～宝塚～伊丹～尼崎)

を積極的にPR
イ.魅力的な体験型プログラムやツアー造成を支援
東ルート周遊促進に向け、日本遺産、スポーツ、城下町あるき、田舎暮らし等のプログラム創出・ツアー造成

- ③インバウンド受入環境の整備
多言語案内看板整備、キャッシュレス・通訳システム導入、東南アジア言語対応WEBサイト作成等を支援



兵庫県産業労働部サイト掲載

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/org/sangyo-somu/seisakurodo.html>

平成30年度(第2次補正分)消費税軽減税率対策窓口相談等事業

「消費税」をテーマにした講習会を開催したい組合・企業を募集!

一定条件に基づき当会が全額負担いたします。ご希望に沿った講師を紹介することもできます。お気軽にお問い合わせください。

- 【補助事業対象者】 兵庫県中小企業団体中央会の会員(会員組合の組合員も可)
- 【実施回数】 1組合・企業あたり最大3回(セミナー)
- 【費用】 講師謝金、講師旅費、会場借料費、印刷費を一定条件に基づき中央会が全額負担
※講師謝金の上限:25,000円(税抜)/時間、その他の条件については、お問い合わせください。
- 【補助対象期間】 2019年4月1日(月)～2020年1月24日(金)
※ただし、予算に達し次第終了となります。
- 【特記事項】 ①軽減税率・インボイス制度、POSレジ等導入、価格転嫁対策、キャッシュレス決済など、消費税に関連するテーマでの実施をお願いします。
②少人数、懇談会形式での開催も可能です。
③内部の方(組合員や自社の社員)を講師に選定することはできません。
④補助対象経費は、当会から支払先(講師等)に直接お支払いします。
- 【申込方法】 実施予定日の2週間前までに申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。

★消費税に関する個別相談窓口(相談料無料)も設置しておりますので、ご利用ください。

<サイト(講習会)><https://www.chuokai.com/20190315162643.html>

<サイト(個別相談)><https://www.chuokai.com/20190315162006.html>

兵庫県中小企業団体中央会担当/森田 TEL:078-331-2045



講習会



個別相談

メールマガジン 購読者募集!!

兵庫県中小企業団体中央会では中小企業みなさまに当会主催のセミナーなどの支援情報や、国・県などの施策・制度情報を、定期的にご案内しています。

中央会の情報、国・県の情報タイムリーに提供しますので、是非ご登録ください!

▼情報の内容(例)です

★★★ 「動く」「つなぐ」「結ぶ」で中小企業をサポート ★★★

【兵庫県中央会メールマガジン ものづくり支援情報(2000/0/00発行)】

兵庫県中央会より、ものづくりや技術開発にお役立ただけそうな国の支援情報をピックアップし、皆様にお伝えします。

== 目次 ==

1. 「〇〇〇補助金」の公募/公募説明会の開催
2. 「△△△補助金」の公募
3. 「×××事業(補助金)」の公募予告
4. 「☆☆☆セミナーの開催」

== 内容 ==

1. 「〇〇〇補助金」の公募/公募説明会の開催

【第〇次公募〇次締切】～平成〇〇年〇月〇〇日(〇) [当日消印有効]

【公募説明会】平成〇〇年〇月〇日(〇) 〇〇〇〇(〇〇〇市〇〇区).....

■メールマガジンへのお申し込みは、

【右のQRコード】またはサイト(<https://www.chuokai.com/20090909174852.html>)

※ご記入いただいた個人情報等については、情報提供以外の目的で使用することはありません。

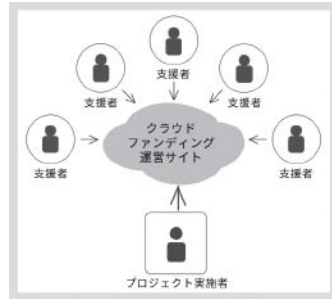
<兵庫県中小企業団体中央会 支援部 総務課 FAX:078-331-2095 行>



クラウドファンディングを活用した 新商品の広報・テストマーケティング・資金調達

クラウドファンディングの仕組み

「世の中にまだない新製品や新サービスを形にしたい」という想いを専用のWEBサイトを通じて情報発信し、共感した支援者とマッチングする仕組みである。「購入型」と呼ばれる方式が広がっており、法律上は、実施者（企業）と支援者との売買契約となる。つまり実施者は、前受金として支援金を受け取るかわりに、プロジェクト成功後は支援者へのリターン（返礼品）として、開発した新商品や新サービスなどを提供する。



新製品の開発事例 現代のライフスタイルに合わせた伝統産業「こはぜ」の新用途の提案 株式会社青山産業研究所（篠山市） プロジェクトURL <https://www.makuake.com/project/listwear/>

同社は、大正8年（1919年）に創業して今年で100周年となる。足袋や、職人が使う手甲（てこう）などに用いられる日本の伝統的な留め具「こはぜ」のメーカーである。和装の需要が減少する中、当社では、こはぜの新たな需要を開拓するための新商品を考案。長時間のパソコン作業による手首の痛みなどに悩む人に向けた「パソコン作業用のリストウェア」を、クラウドファンディングを通じて世の中に提案した。



「留めやすくして外れにくい・ほどよく締まるフィット感・耐久性の高さ」といった、こはぜ本来の機能性をアピールした結果、今までのパソコン用のアームレストでは悩みが解消しなかった人たちの共感を呼び、眠っているニーズを掘り起こせたのだろう。Makuakeでクラウドファンディングを実施し、200人以上の支援者を集めることに成功した。

このように、新たな発想から生まれた試作品を低予算で発表することができ、そして市場の反応を確かめられるところにクラウドファンディングの良さがある。また、クラウドファンディングサイトを通じることで、自社のことを全く知らない新しいお客様へ魅力発信できた。

当社の久保社長は、プロジェクトの成功が本当の意味でのスタートと考えている。この商品が届いた後に支援者からどんな感想が聞けるのか、期待もあるし不安もある。その声から次の事業展開につながる要素を見つけたいと語る。

当会では、クラウドファンディング運営サイトの大手であるMakuakeと提携し、新たにプロジェクトに挑戦したい中小事業者を支援します。現在、案件を募集中。詳しくは機関誌に同封のチラシをご覧ください。
クラウドファンディングの仕組みに関するご質問・ご相談
兵庫県中小企業団体中央会 連携推進課（担当：佐藤）まで TEL:078-331-2045

新型定期預金 マイハーベスト

高めの金利設定(当金庫内比較) 1年、2年、3年から期間が選べる お預け入れは50万円から

●神戸市役所南側西入

神戸支店

〒650-0032 神戸市中央区伊藤町111
☎078(391)7541

●市民会館東隣

姫路支店

〒670-0015 姫路市総社本町111
☎079(223)8431

●労働福祉会館前

尼崎支店

〒660-0096 尼崎市東難波町5-19-8
☎06(6481)7501

情報レポート

2019年4月10日集計

概況 県内中小企業は、製造業・非製造業ともに一部の業種によっては改善が見られるものの、全体としては依然として厳しい状況が続く。

内閣府が3月20日に公表した月例経済報告で、「景気は、このところ輸出や生産の一部に弱さもみられるが、緩やかに回復している。先行きについては、当面、一部に弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」としている。
一方、県内中小企業では、前年同月比で景況・売上ともに悪化し、前月比では、景況・売上・収益・資金といずれも改善した。年度末による退職など人手不足に関する声も多く聞かれるなど、県内中小企業の経営環境は依然として厳しい状況が続いている。

項目	景況	売上	収益	資金
製造業	-32%	-16%	-27%	-11%
非製造業	-35%	-24%	-16%	-14%
総合	-34%	-20%	-22%	-12%

【凡例】 景況(0値) 80以上 70以上~80未満 60以上~70未満 50以上~60未満 40以上~50未満 30以上~40未満 20以上~30未満 10以上~20未満 0以上~10未満 0未満

【天気図の見方】 前年同月比の口幅をもとに作成しています。

業界の声

製造業

食料品
3月は販売がスタートとなり、昨年より良いスタートで推移している。製造については人手不足の影響もあり、目標数には到達していない現状があり、今後シーズン本番に向けて不足気味な状況が続くと予想されている。

化学・ゴム
年度末で少し動きが出てきたものの、昨年の水準には届かずというところ、年々厳しさが増えています。「多少高価でもそれなりに良質で履きやすい仕事靴」であることを定着させて、地道にファン層を作り出していくことだと思われる。

窯業・土石製品
3月末で後継者不在のため1名の組合員が脱退。新規組合員加入を進める必要性はあるが、候補者がいない。

鉄鋼・金属
4月度は大口の海外受注案件があること、GW明けの納期分を前倒納入となる為に生産負荷・売上共に増加する。先月度に比べると生産負荷・売上高は増加するが前年同月と比べるとやや減収となる。人員としては、3月中に1名退職となったので従業員の補充が必要である。

一般機器
売上に極端な落ち込みは今のところはないが、製造原価(材料、人件費等)の増加を製品価格に反映できていない。

輸送機器
年度末で大幅な改善が期待されたが、若干の増額しかなく、前年同月と比較すれば大幅に減少している状況である。新年度からは何とか好転してほしいと願っているが、大口の取引先に明るい材料が乏しく、あまり期待できるような状況ではないと感じている。

非製造業

卸売業
市場流通の特異性もあり、又就労時間も特殊なため人材確保が容易ではない。又、近年、食品流通環境、特に衛生管理が厳しくなって設備投資や経費増が顕在化して来ている。

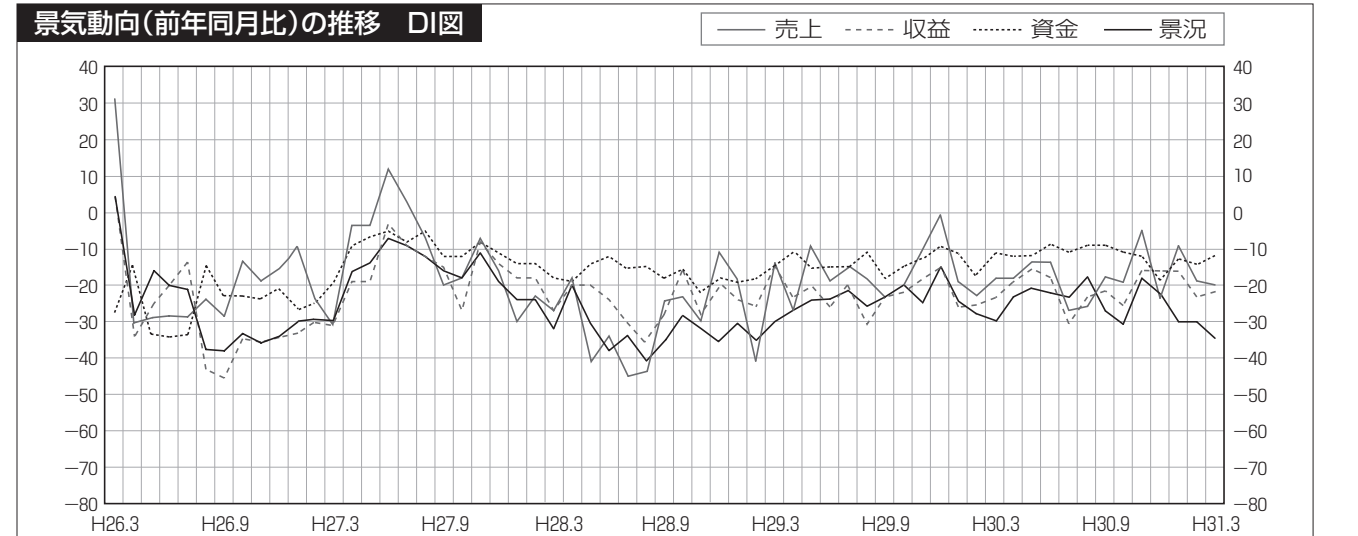
小売業
公共施設ご利用のお客様の来館が多く昼間来館者は増えている。リニューアル工事の為閉店していたお店もあり、やや賑わいを欠いたが、4月に入るとオープンする店も多く、活気を取り戻すことが期待できる。

商店街
人員不足に苦しむ組合員が増えた。また、組合のお店によるが、2月が落ち込み、3月で持ち返すという組合員もいれば、その逆のパターンもある。2月は基本的に閑散期といえるが、梅が見ごろを迎えたこと、天候もあってにぎわっている様子もうかがえた。

サービス業
前月に引き続き選挙がらみの受注、生産共にかなり多く、人員不足解消がないまま苦慮しながら事業所同士、お互いに協力し合い何とか乗り切る事が出来た。

建設業
年度末でもあり、また補正予算等への対応で忙しい状況にある。しかし、これらの事業をこなすとしても人材が不足している状況にある。

その他
物流の経費増加が、大変重いものとなっている。輸送業界物流業界の値上げが、昨年より表面化したこともあって、理解を示していただけが多かった。とはいえ、元々の苦しさからの脱却に過ぎず、根本的に収益を増やすところまでおよばないと思われる。



中小企業のための 労務レポート

労務管理(年次有給休暇の時季指定義務)について

八夕経営労務サービス 代表 畑 英樹 (中小企業診断士/特定社会保険労務士)

はじめに

今年4月から中小企業を含む全ての使用者に、年次有給休暇の確実な取得義務(時季指定義務)が始まりました。この義務に関連して年次有給休暇(以下、単に「有休」とします)について説明します。

有休の原則(対象者・付与日、付与日数)

労働基準法(労基法)第39条では、「その雇入れの日から起算して6箇月間継続勤務し全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、継続し、又は分割した10労働日の有給休暇を与えなければならない」と定めています。

この労働者には、週所定労働日数が少ないパートタイマーも含まれますので、パートタイマーにも有休の権利があります。

具体的な有休の付与日数は、表1・表2の通りですが、表2の週所定労働日数に「5日」が含まれていない事に注意して下さい。週所定労働日数5日のパートタイマーには、表1の付与日数が適用されます。

表1(正社員、および週所定労働日数5日のパートタイマーに適用)

継続勤務期間(年)							
0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5	
10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日	

表2(週所定労働日数4日以下のパートタイマーに適用)

週所定労働日数	1年間所定労働日数	継続勤務期間(年)							
		0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5	
4日	169~216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日	
3日	121~168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日	
2日	73~120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日	
1日	48~72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日	

有休基準日

雇入れの日から起算して6箇月経過したら、有休が付与されます。例えば、4月1日に入社した場合、10月1日に10日の有休が付与されます(8割出勤要件は満たしている正社員の場合)。以降、1年経過毎に表の日数の有休が付与されます。

時季指定義務を果たすためには、労働者個人毎に入社日、6箇月経過日(基準日)を把握しておく必要があります。さらに、時季指定義務に伴い、個人毎の基準日や有休取得状況等を記録した有休管理簿の作成・保存(3年間)が義務付けられました。中途入社が多い場合や労働者数が多い場合、各人毎の基準日や取得状況を把握することは煩雑になりますので、この機会に全労働者の基準日を統一したり、全社一斉に有休を付与する※1制度(有休の計画的付与)を導入する会社もあります。

基準日を設ける場合、労基法で定める付与基準を下回ってはならない事に注意して下さい。例えば4月1日を基準日とする会社において、9月15日に入社した正社員には、翌年3月16日に10日の有休を付与しなければなりません(8割出勤要件は満たしているとする)。4月1日が基準日だからといって、そこまで延ばすことは労基法を下回り違法となります。

※1 計画的付与の内容によって、全体一斉付与のほか、班別の交替制による付与、個人単位の付与なども可能。

有休の計画的付与

確実に時季指定義務を果たす方法として、事前に有休日を割り振る計画的付与制度があります。使用者と、事業場の過半数労働者で組織される労働組合、または事業場労働者の過半数代表者との労使協定によって、計画的付与は成立します。労使協定で、計画的付与の対象者や具体的な付与の方法などを定めます。

しかし、計画的付与で有休の全日数を定めることはできず、最低5日は労働者が自由に利用できるように残しておかないといけません。

有休取得状況を見て、本人からの申し出による有休取得が難しそうであれば、時季指定義務を果たす必要から、計画的付与制度の導入を検討されてはどうでしょうか。

時季指定義務

時季指定義務は、有休が10日以上付与される労働者に対して、有休を付与した日(基準日)から1年以内に5日の有休を取得させる会社の義務です。労働者本人からの申し出により取得した日数と計画的付与によって取得した日数は、時季指定義務の5日に含めて良いことになっています。

会社が時季を指定するに当たり、労働者の意見を聴取しなければなりません。また、できる限り労働者の希望に沿った取得時季になるよう、聴取した意見を尊重するよう努めなければならないことに留意して下さい。会社独断で時季を決めることは法の趣旨に反します。

また、パートタイマーで時季指定義務の対象となるのは、①週所定労働日数5日の者が6箇月以上勤務した場合(表1に該当)、②週所定労働日数4日の者が3年6箇月以上勤務した場合、③週所定労働日数3日の者が5年6箇月以上勤務した場合(②③は表2の網掛け部分に該当)に限られます。それでは、繰越※2の有休日数と新たに発生した有休日数を合算して10日以上ある場合は、時季指定義務の対象となるのでしょうか?繰越分を合算して10労働日以上となったとしても、今年度の基準日に付与される有休日数が10労働日未満である者については対象になりません。

また、法定の有休に加え会社独自に法定外の有休の特別休暇を設けている場合、その休暇取得日数を時季指定義務の5日から控除しても良いのでしょうか?法定の有休とは別に設けられた特別休暇の取得日数については、控除することはできないとされています※3。なお特別休暇について、時季指定義務を契機に廃止し有休に振り替えることは、法改正の趣旨に沿わないものとされています。

なお、休暇に関する事項は、就業規則の絶対的記載事項です。使用者による有休の時季指定を実施する場合や計画的付与や基準日を導入する場合などには、就業規則に記載しなければなりません。

※2 有休にも時効があり、未消化の有休は翌年まで繰り越せます。

※3 労基法第115条の時効が経過した後においても、取得の事由及び時季を限定せず、法定の年次有休休暇日数を引き続き取得可能としている場合のように、法定の年次有休休暇日数を上乗せるものとして付与されるものは、ここでいう特別休暇から除くものとされている。

プロフィール Profile

〈会社名〉
八夕経営労務サービス
代表 畑 英樹
(中小企業診断士/特定社会保険労務士)

〈経歴〉
(一社)中小企業診断協会兵庫支部 理事
兵庫県中小企業団体中央会コーディネーター
「人材育成と組織活性化で企業価値を上げる」をモットーに、経営相談や研修・セミナー講師、顧問先の労働社会保険手続き代行、就業規則作成等で中小企業の支援をしている。

〈サイト〉 <http://www.hata-srmc.com/>



畑 英樹

キャンペーン商品のご案内

兵庫県信用保証協会では、活力ある地域社会づくりに貢献するため、創業や新事業展開などを目指す皆さまの元気につながる取組として、さまざまな保証料割引のキャンペーンを実施しています。この機会にぜひ信用保証をご利用ください。

地域創生 キャンペーン

創業支援

対象となる方	創業する方 創業後5年未満の方
対象制度	①創業関連保証 ②創業等関連保証
信用保証料	年0.6% (40%割引)
経営支援	外部専門家派遣

新事業展開支援

対象となる方	各根拠法に基づく事業計画の認定を受け事業を実施する方
対象制度	①経営革新関連保証 ②異分野連携新事業分野開拓関連保証 ③地域産業資源活用事業関連保証 ④農工商等連携事業関連保証
信用保証料	年0.6% (約15%割引)

地域活力向上支援

対象となる方	兵庫県外から県内に移住して創業する方など「地域活力向上保証(ふるさと)」の対象となる方
対象制度	地域活力向上保証「ふるさと」
信用保証料	平均25%割引
経営支援	外部専門家派遣

地域活性化支援

対象となる方	当協会を利用していない方
対象制度	①地域活性化保証「スタートライン」 ②地域活性化保証「スタートラインS」
信用保証料	①平均20%割引 ②通常の保証料率

2019年4月より拡充!

NPO法人支援

対象となる方	従業員数が基準の範囲内であり、保証対象業種を営むNPO法人
対象制度	全ての保証 (NPO法人の利用が制限されている保証を除きます。)
信用保証料	原則として、通常の保証料率

2019年4月より新設!

ご好評につき、キャンペーン継続実施中!

各メニューの詳細につきましては、裏面をご覧ください



チャレンジサポート キャンペーン (女性、若者、シニア支援)

対象となる方	創業する方、創業後5年未満の方のうち、女性、30歳未満の方、55歳以上の方
対象制度	①創業関連保証 ②創業等関連保証
信用保証料	年0.5% (50%割引)
経営支援	外部専門家派遣

チャレンジサポート キャンペーン



<http://www.hosyokyokai-hyogo.or.jp>
〒651-0195 神戸市中央区浪花町62番地の1
Tel.078-393-3900 (代表)



お知らせ

事業承継・M&Aをきっかけとした、事業者の新しいチャレンジを応援します!



2019年(平成30年度第2次補正)事業承継補助金

<支援概要> 経営者の交代後に新しい取組みを行う場合 (I型)・事業の再編・統合等の実施後に新しい取組みを行う場合 (II型) に、必要な経費を補助します。

<対象者>

<p>I型：後継者承継支援型</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本国内で事業を営む中小企業・小規模事業者等、個人事業主、特定非営利活動法人(以下、「中小企業者等」という)であること 地域経済に貢献している中小企業者等であること 承継者が、次のいずれかを満たす(事業者)であること <ul style="list-style-type: none"> 経営経験がある 同業種に関する知識などがある 創業・承継に関する研修等を受講したもの 	<p>II型：事業再編・事業統合支援型</p> <ul style="list-style-type: none"> 本補助金の対象事業となる事業再編・事業統合に関わる“すべての被承継者”と“承継者”が、日本国内で事業を営む中小企業・小規模事業者、個人事業主、特定非営利活動法人(以下、「中小企業者等」という)であること 地域経済に貢献している中小企業者等であること 承継者が現在経営を行っていない、又は、事業を営んでいない場合、次のいずれかを満たす者であること <ul style="list-style-type: none"> 経営経験がある 同業種に関する知識などがある 創業・承継に関する研修等を受講したもの
--	---

<対象者> 経営者交代による承継の後に経営革新等を行う方を支援!

I型：後継者承継支援型

●対象となる取組み：親族内承継 / 外部人材招聘など

事業所や既存事業の廃止等の事業整理(事業転換)を伴う場合補助額を上乗せします!

I型：後継者承継支援型	
補助率	2/3以内 ^{※1} / 1/2以内
補助上限額	200万円 / 150万円
上乗せ額	+300万円 / +225万円

米産製造・販売を営むY社は、先代からの事業承継をきっかけに「ハラル認証+グルテンフリー」の高品質米菓の生産のため、本補助金を利用して新たに餅つき機を導入。生産性の向上を実現し、欧米への販路開拓を目指している。

先代経営者 経営者交代 後継者

新商品の開発など

II型：事業再編・事業統合支援型

●対象となる取組み：合併 / 会社分割 / 事業譲渡 / 株式交換 / 株式移転 / 株式譲渡など

事業所や既存事業の廃止等の事業整理(事業転換)を伴う場合補助額を上乗せします!

II型：事業再編・事業統合支援型	
補助率	2/3以内 ^{※2} / 1/2以内
補助上限額	600万円 / 450万円
上乗せ額	+600万円 / +450万円

製材用機械の製造業を営むO社は、同業の社と経営統合を行い、製材工場に必要な機械類を統合して設計・製造・販売できる体制を強化。本補助金を活用し、大型機械の効率的な製造を可能にした。

A社 B社 合併などを行う A+B社

新サービスの考案など

人件費 / 店舗等借入費 / 設備費 / 原材料費 / 知的財産権等関連経費 / 謝金 / 旅費 / マーケティング調査費 / 広報費 / 会場借料費 / 外注費 / 委託費

事業所の廃止、既存事業の廃業・集約を伴う場合

廃業登記費 / 在庫処分費 / 解体・処分費 / 原状回復費 ※II型のみ「移転・移設費」も含む

申請受付期間：2019年4月12日(金)～2019年5月31日(金) 19:00

平成30年度第2次補正 事業承継補助金事務局

☎ 03-6264-2684 (お問い合わせ時間 10:00～12:00 13:00～17:00 / 土日祝を除く)

本補助金の詳細については、「事業承継補助金サイト」でご確認ください。

関連情報や申請に関する資料のダウンロードもこちらのページからできます。

●事業承継補助金サイト：<https://www.shokei-hojo.jp/> 事業承継補助金 検索

●関連サイト(中小企業庁サイト)：<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/index.html>

<2018年度(平成29年度補正事業承継補助金/事例集)> <https://www.shokei-hojo.jp/cgibin/case/>

お知らせ

2019年度「商店街活性化・観光消費創出事業」補助金公募のお知らせ

商店街を活性化させ、魅力を創出するため、インバウンドや観光等といった、地域外や日常の需要以外から新たな需要を効果的に取込む商店街等の取組みを支援します。

【補助対象事業】

- 消費創出事業：地域と連携し、専門家の指導を受けて実施するインバウンドや観光等といった地域外や日常の需要以外から新たな需要を効果的に取り込むために必要な商店街の環境整備やイベント実施等について、消費の喚起につながる実効性のある取組みを支援します。
- 専門家派遣事業：商店街が直面する消費ニーズの変化などの構造的な課題に対応し、商店街の魅力を向上させ、より実効性の高い取組みとなるよう、取組みを実施する商店街等に対する専門家の派遣を支援します。

(※消費創出事業と専門家派遣事業は、どちらも単独で申請することはできません。)

【補助対象者】 商店街等組織 / 商店街等組織と民間事業者の連携体

【補助金額/率】 1.消費創出事業(補助率2/3以内) 2.専門家派遣事業(補助率10/10定額(上限額:200万円)) ※1と2の合計で、上限額2億円、下限額200万円

【公募締切】 2019年4月2日(火)～2019年9月13日(金)(当日消印有効)

【お問合せ】 近畿経済産業局 産業部流通・サービス産業課 〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館 電話:06-6966-6025

【サイト】 <https://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/2019/190402kankou.htm>



免税対応設備を備えた施設



地元食材を活用した取組



観光資源等と連携した取組

中小企業連携プロジェクトを支援します～2019年度 中小企業組合等課題対応支援事業のご案内～

①中小企業組合等活路開拓事業 (展示会等出展・開催事業を含む)

中小企業連携グループが、自らまたはメンバーの新たな活路を見い出すための様々なプロジェクトを支援します。以下の類型のプロジェクトを実施することができます。

調査研究型 新分野に進出するための調査・研究、将来ビジョンの策定

実現化型 構想やビジョンをカタチにするため、試作開発や実証実験を通じて、実用化・具現化しようとするもの等

展示会等求課型 試作品や新製品を国内/海外の展示会等に出品、または開催して販路開拓戦略を構築するもの等 ※これらの類型を組み合わせて実施することにより、さらに効果的なものとすることも可能です。

・補助金額等・

【補助率】補助対象経費総額の10分の6以内
【補助金額(消費税等抜き)】
①中小企業組合等活路開拓事業
A型(上限)2,000万円
B型(上限)1,158万8千円(下限)100万円
②展示会等出展・開催事業(上限)500万円
※A型は、補助金申請予定額が1,158万8千円を超えなおかつ事業終了後3年以内(組合または組合員の「売上高が10%以上増加することが見込まれる」または「コストが10%以上削減されることが見込まれる」)に限り、事業に限りません。

②組合等情報ネットワークシステム等開発事業

中小企業連携グループやメンバーの活路開拓に資する情報システム開発等に係るプロジェクトを支援します。①基本計画策定事業または②情報システム構築事業のいずれかを実施することができます。

①基本計画策定事業

情報ネットワークシステムを構築する前提となる組合事業等の業務分析、計画立案、RFP(提案依頼書)策定等の調査研究のためのプロジェクト

②情報システム構築事業

情報ネットワークシステムの構築、メンバー向け業務用アプリケーションシステムの開発、普及のためのプロジェクト

・補助金額等・

【補助率】補助対象経費総額の10分の6以内
【補助金額(消費税等抜き)】
A型(上限)2,000万円
B型(上限)1,158万8千円(下限)100万円
※A型は、補助金申請予定額が1,158万8千円を超えなおかつ事業終了後3年以内(組合または組合員の「売上高が10%以上増加することが見込まれる」または「コストが10%以上削減されることが見込まれる」)に限り、事業に限りません。

③連合会(全国組合)等研修事業

全国地区の連合会(組合)等がその会員及び組合員等を対象として、具体的な課題解決や活路開拓の実現につながる検討等を内容とする研修プロジェクトを中心に支援します。

※所属員が15都道府県以上に存する団体が対象となります。

・補助金額等・

【補助率】補助対象経費総額の10分の6以内
【補助金額(消費税等抜き)】
(上限)210万円

中小企業単独では解決困難なテーマ(生産性の向上、取引力の強化、海外展開、既存事業分野の活力向上、情報化の促進、技術・技能の継承等)について、中小企業連携グループが改善・解決を図り、新たな活路開拓を目指すプロジェクトを支援します。

>募集期間<
2019年5月8日(水)～7月1日(月)
(当日消印有効)

2019年度の実施団体の募集及び事業の詳細内容はこちら!



<http://www.chuokai.or.jp/>

全国中小企業団体中央会 振興部 〒104-0033

東京都中央区新川1-26-19 全中・全味ビル TEL.03-3523-4905 FAX.03-3523-4910